

監査告示第15号

令和3年7月6日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

平成29年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成29年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措置
第4部 指摘及び意見 3. 徴収事務について (2) 指摘及び意見 1) 「債務承認及び分納誓約書」の入手・管理について (意見) 料金滞納者について、滞納者への意識啓発と時効中断効果を目的に分納誓約書・納入計画を入手している。ここには「〇年〇月に見直し」という記載があるものの最新の分納誓約書・納入計画の入手がなされていないものが多数見られた。分納誓約書の見直しが確実にされるような取組	水道局 総務部 料金課	平成30年度から、料金システムで分納誓約書の情報（期限等）や納入計画が確認出来るようにした。 また、同年度からの包括業務委託に伴い、誓約書の徴取・管理については、受託者が行っているが、分納誓約書の見直し等が確実にされているか業務状況の確認のため、年に2回、書面で履行状況や有効期限等の管理が適切に出来ているか報告を求めて、報告書を元に受託者に指導等を行っている。

<p>が必要である。 (P77)</p>		
<p>第4部 指摘及び意見 3. 徴収事務について (2) 指摘及び意見 2) 「債務承認及び分納誓約書」の署名押印漏れについて (指摘) 受付簿ファイルに滞納者の署名・押印がないものが1件存在した。滞納者に対して郵送した分納誓約書の控を担当者が誤って綴ってしまったことによるものであるが、分納誓約書の記載不備が生じないように定期的に検証するような体制を構築する必要がある。(P78)</p>	<p>水道局 総務部 料金課</p>	<p>平成30年度からの包括業務委託に伴い、誓約書の徴取・管理については、受託者が行っているが、滞納者から誓約書を徴取した際は、その都度、受託者で記載等の確認後、原本を料金課収納係でも再度、不備がないか確認し、受託者に指導等を行っている。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 4. 入札・契約業務について (2) 指摘及び意見 6) 登録業者の複数確保等について (意見) 地区によっては参加有資格業者名簿への登録業者が一人しかなく、随意契約により長年にわたり継続して(水道メーター取替に関する)業務委託を行っている場合がある。契約金額の高止まりを招くだけでなく、その地区の給水管の状況なども当該業者が把握しているため、同者が何らかの理由により事業継続ができなくなった場合に混乱をきたすことになる。他の業者にも登録を働きかける必要がある。また、市水道局も当該地域の給水管の状況等の把握、情報蓄積に努めるべきである。(P103)</p>	<p>水道局 総務部 料金課</p>	<p>平成30年度から、随意契約により受注者を決定している地域については、当該地域内に主たる事務所、営業所、出張所、店舗又は事業所を有している指定給水装置工事事業者に登録を要請した。 また、給水管・メーター等の情報については、統合型GISを活用することにより管種やメーター位置等が概ね把握できるようにしており、給水装置工事申請があった場合は、その都度、給水装置台帳に管種やメーター位置等の変更を行っている。</p>

<p>第4部 指摘及び意見 7. 会計関連について (2)指摘及び意見 7)貸倒引当金の債権分類について (意見) 債権全体の過去の貸倒実績率により貸倒引当金を計上しているが、他の債権より明らかに貸し倒れリスクが高くなったと認められる債権については、貸倒実績率により一律に貸倒引当金を計上する区分とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方法が合理的である。(P140)</p>	<p>水道局 総務部 料金課</p>	<p>平成30年度から、貸倒引当金の設定については、貸倒実績率法による引当金と包括外部監査で出された改善案である貸倒実績率法と財務内容評価法による引当金を比較検討し、令和元年度から予算計上している。</p>
<p>第4部 指摘及び意見 9. 公共下水道への接続（水洗化）について (2)指摘及び意見 1)公共下水道への接続促進について (意見) 未水洗化先のうち、浄化槽を設置している先が相当数ある。浄化槽の使用においても保守点検に係る費用等、相応のコスト負担を伴うため、中長期的に見た場合、下水道のほうがコスト負担額が軽くて済む場合も考えられる。 水洗化未対応の理由として「経済的に困難」とあるうち浄化槽使用件数の占める割合が高いことから、コスト比較の提案をする等により理解を得る努力をすることが効果的と考える。(P157)</p>	<p>水道局 下水道部 下水道管路課</p>	<p>これまで未接続家屋に対して、職員及び普及促進員による戸別訪問により公共下水道への普及促進を行っている。 未接続家屋については、浄化槽の老朽化などにより下水道への早期の接続が負担額の軽減に寄与する場合も考えられることから、浄化槽を使用している未水洗家屋所有者に対して浄化槽と下水道の費用比較ができるチラシを配布し、積極的に普及促進を図る取り組みを行ったところである。</p>

<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>11. 経営審議会について</p> <p>(1) 指摘及び意見</p> <p>1) 経営審議会議事録の保存年限について (意見)</p> <p>「鹿児島市水道局文書取扱規程」においては、経営審議会等に関する文書についてその重要度に応じて30年～3年の間で保存年限が異なっている。しかしながら、現在経営審議会に関する議事録、会議時に配布した資料等は、料金改定に関するものや諮問答申に関するものを除き「軽易なもの」として3年保存としており、それ以前のものとは廃棄している。</p> <p>議論の内容を尊重する観点や、疎明資料としての有用性もあるため少なくとも経営審議会の議事録に関しては、より長期の保存をすべきである。</p> <p>また、文書保存期間の決定における重要度の判断について統一的な指針等を設定することも望まれる。 (P163)</p>	<p>水道局 総務部 経営管理課</p>	<p>平成30年度から、経営審議会に関する文書保存については、議事録を含む会議資料文書の保存年限を10年、開催通知等を3年にファイリング項目を細分化・具体化し、重要度ごとの保存を統一的に行えるように変更した。</p>
---	------------------------------	--